

かつら川

No.186



▲村の鳥「こまどり」
(丹波山村提供)



丹波山村 ▲丹波百景 2022年最優秀賞 満天の丹波夜景 内野隆造
(丹波山村提供)

主な目次

新年のご挨拶	2
令和5年度納税表彰	4
正副会長会・理事会	5
支部活動報告	6
青年部会活動報告	7
女性部会活動報告	11
その他の活動報告	16
2024年の県内経済の展望	19
令和6年度税制改正に関する提言(全法連)	20
大月税務署からのお知らせ	24
e-Tax推進協議会からのお知らせ	26
迎春(役員顔写真)	32
健康情報(免疫力の高め方)	38
第56回神社めぐり(熊野神社)	39
第39回高校生の税に関する標語(優秀作品)	40



▲村の花「みつばつつじ」
(丹波山村提供)



▲村の木「ぶな」
(丹波山村提供)

消費税期限内納付

法人会一声運動



新年のご挨拶

公益社団法人 大月法人会

会長 山口 照義



新年おめでとうございます。令和六年の年頭にあたり、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

コロナ禍が三年余り続き、昨年五月コロナが五類へ移行とともに、当会会長を拝命し七ヶ月が経過しました。制限が多かった日常から以前の日常に戻りつつあり、法人会事業活動も概ね計画通りに遂行することができました。会員の皆様方、並びに税務当局を始めとした関係各位におかれましては、法人会の運営にご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げますとともに厚くお礼申し上げます。

さて、消費税の転換点ともされる「インボイス制度」導入から三ヶ月が経過しました。管内における大きな混乱等は耳にしておらず、これらひとえに大月税務署のご努力はもちらんのこと、各支部等が率先して研修会を開催するなど、役員の皆様方のご理解とご協力の賜物と感謝申し上げます。おかげ様で全国法人会総連合会より税法税務研修参加率の部

門で優秀賞を受賞しました。

法人会事業活動につきましては、とりわけ、主要公益事業で税の啓発活動となる青年部会主催の「高校生税に関する標語募集」、女性部会主催の「小学生租税教室及び税金絵画・税金絵はがきコンクール」は、伝統事業を絶やすことなく、対象校の学校長、生徒や児童はもちろん、ご後援を賜りました大月税務署を始め関係市等のご理解とご協力を賜り、コロナ禍以前と同様に実施し、次代を担う生徒・児童の皆さんに税の意義や役割を正しく理解して頂けたものと思えます。両部会長を始め担当支部役員の皆様には大変ご苦勞様でした。また昨年の世相を表す漢字が「税」に決まりました。インボイス制度の導入を始め、国民生活に直結する増税及び減税の動向に注目が集まり期待や不安が錯綜し、税に関する意識が高まった一年となり、私たち法人会活動も広く理解と賛同を得られる機会になった事と思えます。

年が明け、地球規模での環境問題や戦争による世界の人的危機を始め、物価高騰や政治資金問題等、国内外に諸課題が山積しておりますが、七月には新紙幣の発行やパリ五輪が開催され、移籍した大谷選手を始め日本選手の活躍と新年が明るく、輝かしい年となることを切望するとともに、会員皆様方のご事業の益々のご繁栄を心から祈念致しまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

新年のご挨拶

大月税務署

署長 清田 康隆



新年明けましておめでとうございます。令和六年の年頭にあたり、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

旧年中は、山口会長をはじめ、役員並びに会員の皆様方におかれましては、税務行政全般にわたり、多大なるご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。また、高い意識を持つて税知識の普及、納税意識の高揚等の活動に携わりましたこと、改めて深く敬意と感謝の意を表させていただきます。

皆様もご承知のとおり、昨年十月一日よりインボイス制度が導入されました。会員の皆様方におかれましては、積極的な周知・広報に、ご協力頂きましてありがとうございます。また、今年の一月から、電子帳簿保存制度のうち、電子取引データ保存制度が本格的に実施されます。大月税務署では、引き続き、周知・広報、相談対応などに取り組みんで参ります。貴会の皆様におかれましては、両制度の定着に向けて、引き続

き、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、間もなく令和五年分の所得税等の確定申告期を迎えます。税務署におきましては、パソコン・スマートフォンを利用することで、ご来署いただくことなく、ご自宅から申告が行える「e-Tax」、納付手続きが可能な「ダイレクト納付」やインターネットバンキング等を利用した「キャッシュレス納付」並びに納税証明書の「オンライン申請」について、納税者の皆様の利便性の向上実現のため、より一層の利用促進を図っていく所存であります。

特に「e-Tax」におきましては、令和五年分の確定申告から、マイナンバーとの連携による申告書の自動入力対象に、給与所得の源泉徴収票の情報が追加され、更なる利便性の向上に資すると考えております。ただし、「e-Tax」で給与所得の源泉徴収票が提出されている場合に限られますので、貴会の皆様におかれましては、「e-Tax」での給与所得の源泉徴収票の提出と併せて、従業員の皆様のマイナンバーカードの取得もお声掛けいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。結びに当たりまして、貴会の益々のご発展と、会員の皆様方のご健勝並びに事業のご繁栄を心から祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

新年のご挨拶

青年部会

部長 宮下 崇



新年あけましておめでとうございます。令和六年の年頭にあたり謹んでお慶び申し上げます。

旧年中は青年部会長へ就任させて頂き、新体制でスタートし始めた年の皆様始め、事務局の皆様、諸先輩の皆様へ支えて頂き、この場をお借りして、感謝とお礼を申し上げます。重ねて、税務当局、親会、女性部会の関係皆様方には事業活動へのご支援、ご協力を賜り感謝と御礼を申し上げます。

(3)

そして、一年後の令和七年十一月二十日、二十一日には、第三十九回「法人会全国青年の集い」が山梨大会として初開催される予定です。現在、県内四単位の青年部会員から選出されたメンバーにて、山梨大会実行委員会が発足し、大会を成功に収めるべく開催準備がスタートし始

めたばかりです。大会当日は全国から約千八百名が集まる大会であり、山梨県内への経済効果も大変大きな事業となります。大会に向けて、青年部会のみならず、親会並びに女性部会の皆様からのご支援、ご協力をお願いすることが多々あると思いますが、何卒ご協力頂ければ幸いです。

そして、青年部会の事業である「高校生への税に関する標語」募集は今年四十回の節目を迎え、都留支部、大月支部が事業を担当致します。昨年は上野原支部が事業を担い上野原高等学校、日大明誠高等学校の2校にご協力を頂き無事に合計三十一名の優秀作品者を表彰させて頂きました。更には税金クイズ少年野球大会、少年野球教室、女性部会との年末チャリティ事業を通じて、税の啓発活動及び社会貢献活動に取り組みでまいりましたが、こちらも引き続き継続していく所存です。

結びに皆様のご健勝並びにご事業のご発展を祈念し、昨年と変わらぬご支援とご協力をお願い申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。

新年のご挨拶

女性部会

部長 鶴田みさ子



新年明けましておめでとうございます。令和六年の年頭にあたり謹んで新年のお慶びを申し上げます。

制限の多かったコロナ禍が三年以上続き、ようやく昨年五月にコロナが五類へ移行しましたが、インフルエンザの流行と合わせて、まだまだマスクが必需品となっている現状が続いております。

さて、このような中女性部会の活動は、一部を除いてコロナ禍以前の形態で粛々と実施され、特に主要公益事業となる小学生の租税教室及び税に関する絵画コンクールは、富士吉田市立下吉田第二小学校で行われ、七十八作品の応募があり、さらに県内四単体会共催となる税に関する絵画コンクールは、絵画コンクール実施校に加え都留市立禾生第一小学校及び西桂町立西桂小学校の計三校から合計二百三十四作品の応募を頂きました。児童の皆さんには、これを機会に「税」への関心をもって頂けたら幸いです。担当された富士

吉田支部の役員の皆様には大変ご苦勞様でした。この場をお借りして感謝とお礼を申し上げます。

また、昨年暮れの青年部会との共催による「年末特別研修会・チャリティー」は、大月税務署大山統括官による有意義な講演と、地域企業の皆様方からのご厚意による沢山の物品等を景品にしたチャリティビンゴ大会、アトラクションでは、だんだんの会の皆様によるエレキ大正琴の演奏と歌に感動する中、参加者同士の親睦交流が図られ大いに盛り上がりました。参加者から募った収益金は上野原市社会福祉協議会へ寄付させて頂きました。また福祉施設慰問活動は、コロナ及びインフルエンザ感染症に配慮し、今年度もコロナ禍以前のスタイルは断念し、マスク等衛生品の寄贈とさせて頂きました。

年が明けまして、新年賀詞交歓会では四年ぶりに生コーラスができる事になり、二月の日帰り研修会が年度事業の区切りとなります。お陰をもちまして部長就任初年度は慌ただしくも無難に計画事業を遂行することができました。これもひとえに、部会員の皆様はもとより、税務当局を始めとする関係各位のご支援の賜物と感謝とお礼を申し上げます。また、引き続きご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに皆様方のご健勝並びに事業の発展を祈念し新年のご挨拶とさせていただきます。

令和五年度 納税表彰

令和五年十一月十四日(火)ハイラン
ドリゾートホテル&スパに於いて、
大月税務署主催による納税表彰式が
挙行され、税務行政全般に尽力され、
功労のあった方々に表彰状並びに感
謝状が贈呈されました。

大月法人会から受彰された方々を
以下ご紹介致します。受彰者の皆様
おめでとうございます。心よりお祝
い申し上げます。

署長表彰

副会長

(株)梶原工業所

梶原 秀博様

理事

(株)ナイトー建商

内藤 定子様

署長感謝状

理事

吉田タクシー(有)

渡邊 千恵様

理事相当

(株)渡辺工務店

渡邊 教彦様

関係民間団体長会会長感謝状

常任理事

都留信用組合

渡邊 和彦様

理事

奥秋建設(株)

奥秋 公大様

理事相当

(有)旅館松屋

渡辺 松氏様

理事相当

(株)オプトナカムラ

中村 勝子様

女性部会幹事

(株)池上工務所

池上美奈子様



表彰式式辞



吉田タクシー(有)
渡邊 千恵様



(株)ナイトー建商
内藤 定子様



(株)梶原工業所
梶原 秀博様



奥秋建設(株)
奥秋 公大様



都留信用組合
渡邊 和彦様



(株)渡辺工務店
渡邊 教彦様



(株)池上工務所
池上美奈子様



(株)オプトナカムラ
中村 勝子様



(有)旅館松屋
渡辺 松氏様



大月税務署長表彰



関係民間団体長会会長感謝状



大月税務署長感謝状

(5)



**第三十九回
法人会全国大会(群馬大会)**
十月十八日(水) 高崎芸術劇場

正副会長会 第三回理事会

令和五年十月二十三日(月)、午前十時・十一時よりホテル鐘山苑に於いて開催。審議事項については、全項原案通り承認されました。

審議事項

- 一、令和五年度関係民間団体長会会長感謝状被贈呈候補者の推薦について
- 二、令和五年新春講演会・新年賀詞交歓会開催について
- 三、大月法人会のインボイス制度への対応について



報告事項

- 一、令和五年度上期事業報告及び代表理事・業務執行理事の職務執行状況について
- 二、令和五年度上期会計報告について
- 三、山梨県公益認定等審議会の立入検査について
- 四、今後の主要事業について
- 五、会員状況及びび会員増強について
- 六、福利厚生制度の推進について
- 七、研修事業関係について
- 八、令和六年度税制改正に関する提言について
- 九、大月法人会だより「かつら川」第一八六号発行について
- 十、令和五年度未収会費について
- 十一、その他



関係民間団体事務局長会
十月三日(火) 大月税務署
関係民間団体長会
十月二十日(金) 大月税務署



支部活動報告

都留支部総会・税務研修会
九月十四日(木) 山一



富士急グループ部会税務研修会
十一月二十一日(火) 富士急行(株)本社



河口湖東西支部役員会
九月十五日(金) 富士リークホテル



大月支部総会・税務研修会
十二月十七日(月) 大月商店街協同組合会議室

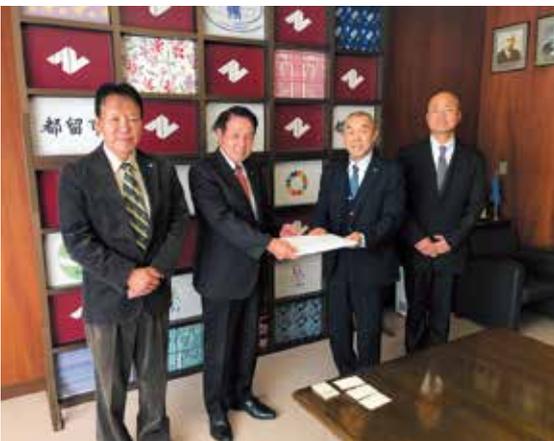


河口湖東西支部税務研修会・特別講演会
十月二十六日(木) ハイランドリゾートホテル&スパ



講師・早川 佐知氏

税制改正提言書提出
十一月二十日(月) 都留市役所

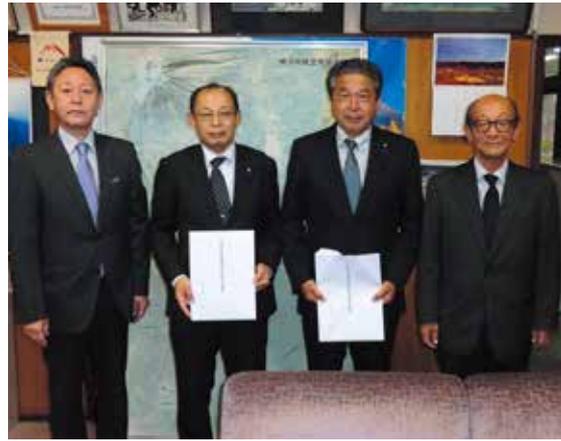


富士吉田支部役員会
十二月二十八日(火) 都留信用組合本店

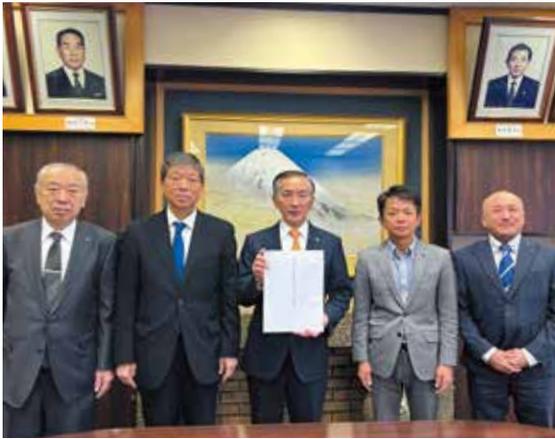




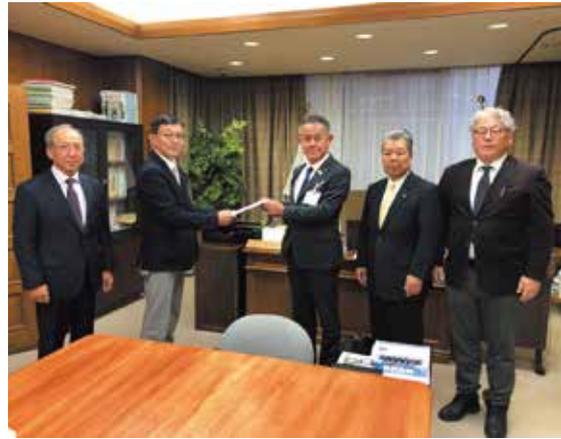
税制改正提言書提出
十一月七日(火) 富士河口湖町役場



税制改正提言書提出
十一月六日(月) 鳴沢村役場



税制改正提言書提出
十二月五日(火) 富士吉田市役所



税制改正提言書提出
十一月二十七日(月) 大月市役所



表彰式受賞者記念撮影 (上野原高校)



表彰式受賞者記念撮影 (日大明誠高校)

青年部会活動報告

第三十九回

「高校生の税に関する標語」

当該事業は毎年十一月の税を考える週間に合わせて実施しています。令和五年年度は上野原支部が担当となり、県立上野原高校及び日本大学明誠高校の二校を募集対象校としました。

六月七日に下倉統括官、明石調査官に同行頂き両校を訪問し、事業実施協力を依頼しました。

九月二十一日、両校より千百十三の応募作品が出揃い、九月二十二日

に上野原支部による一次選考会を実施し百二十作品を選出しました。

十月十六日、大月法人会館に於いて最終選考会を開催し、特別賞五作品、金賞から入賞までの二十六作品合計三十一作品を選定しました。

十一月六日、上野原市役所もみじホールに於いて清田税務署長、村上上野原市長、高橋東京地方税理士会大月副支部長にご臨席を賜り、厳肅な雰囲気の中、表彰式を執り行いました。

ご協力を頂きました関係の皆様、そして素晴らしい標語の数々を考えて応募して下さいました高校生の皆様から感謝申し上げます。標語事業報告とさせていただきます。

青年部会上野原支部長 尾形 直



東京地方税理士会大月支部長賞



上野原市長賞



大月税務署長賞



標語 税務署展示



青年部会長賞



大月法人会長賞

令和5年度 第39回 高校生の税に関する標語 入賞作品

大月税務署長賞

学ぼうよ 税の仕組みや 使い道
日大明誠高校 二年 小森 有愛

上野原市長賞

学ぼうよ 未来を築く 税のこと
上野原高校 一年 奈良 英明

東京地方税理士会大月支部長賞

スマホから かんたん納税 新時代
日大明誠高校 一年 安部 海咲

大月法人会長賞

知ること 税と関わり 増える知恵
上野原高校 三年 長坂 美咲

大月法人会青年部会長賞

税金で 地域社会を 活性化
日大明誠高校 二年 岸 佑介

金賞

税金で 創るみんなの 豊かな未来
日大明誠高校 二年 佐藤 弘樹

税金を

知って正しく 納めよう
上野原高校 三年 古家 怜奈

銀賞

納税は 将来照らす 道しるべ
日大明誠高校 二年 呉 明可梨

僕たちの

税で地域が 快適に
上野原高校 二年 福島 奎人

銅賞

税金で 明るい未来 作り出す
日大明誠高校 一年 家弓 翼颯

考えよう

明るい未来 つくる税
上野原高校 二年 田中 佑芽

入選

学んでも 損にはならない 税のこと
日大明誠高校 一年 石坂 十杜

税金は

未来のための 貯金箱
日大明誠高校 一年 後藤 悠

みんなから

あつめたぜいきん たいせつに
日大明誠高校 二年 前田 侑良

作ろうよ 輝く未来 税金で

日大明誠高校 三年 浅見 梨花

知らぬなら 今すぐ知ろう 税のこと
日大明誠高校 三年 山下 翔也

納税で みんなの未来に 花が咲く
日大明誠高校 三年 梶山月泉紗

知っておこう 税の役割 早くから
上野原高校 二年 岡部菜々美

その税も まわりまわって 君の為
上野原高校 二年 若野 絆成

税金で つなぐ未来の 人達へ
上野原高校 二年 伊奈 心乃

税金は 豊かな恵み 助け合い
上野原高校 三年 白川 優華

佳作

増税に きつとあるはず 背景が
日大明誠高校 一年 小島 大輝

うれしいな ふるさと納税 マスカット
日大明誠高校 二年 中園 遥翔

税金の 仕組みを知ろう 少しずつ
日大明誠高校 二年 浅田衣莉花

自分から 進んで学ぶ 税のこと
日大明誠高校 三年 吉澤 諒

誰一人 関係なくはないんだよ
日大明誠高校 三年 大澤 彩璃

税金は 未来を変える かけ橋だ
上野原高校 二年 丸山 祐紀

税金で 住みよい社会を つくりだす
上野原高校 二年 五十嵐 愛

税のこと 知るところから 始めよう!
上野原高校 三年 守屋 鈴乃

税のこと 知らなきゃ絶対 損をする
上野原高校 三年 熊坂 萌花

国民の 未来のために 税はある
上野原高校 三年 一ノ宮慶登

(9)



税金教室



開会式



ヴァンフォーレ甲府選手によるサッカー教室

県内四法人会共催少年サッカー教室・税金教室
九月九日(土) J-ITリサイクルインクスタジアム



全国青年の集い「山梨大会」
第二回実行委員会
十一月二十八日(火) 甲府法人会館



全国青年の集い「山梨大会」
実行委員会設立式
九月二十五日(月) 甲府法人会館

令和6年新春講演会・新年賀詞交歓会のご案内

- 日 時：令和6年1月17日(水) 14:15受付開始
- 場 所：ハイランドリゾートホテル&スパ
- 新春講演会：15:00～16:00
【講師】大月税務署長 清田 康隆氏 【演題】「査察制度について」
- 賀詞交歓会：16:15～
- 会 費：6,000円(新春講演会のみの方は無料)

少年野球教室

十一月三日(金) 鳴沢小学校グラウンド
講師：野村弘樹氏(元横浜ベイスターズ)



親子税金教室 (クイズ)



親子税金教室 (講話)

少年野球大会・税金クイズ

十二月三日(日) 西桂町民グラウンド



標語・絵画・絵はがき最終選考会

十月十六日(月) 大月法人会館



野球大会



**第三十七回法人会
全国青年の集い(山形大会)**
十一月十日(金) やまぎん県民ホール



親睦ゴルフコンペ
十月十七日(火) 富士レイクサイドカントリー倶楽部



**青年部会・女性部会
チャリティー収益金寄付**
十二月七日(木) 上野原市社会福祉協議会



青年部会・女性部会合同年末特別研修会・チャリティー
十二月六日(水) ホテル鐘山苑

講師：大月税務署 法1統括官 大山千奈美氏



アトラクション：エレキ大正琴演奏 (だんだんの会)

女性部会活動報告
令和五年度小学生による「税に関する絵画コンクール」
「税に関する絵はがきコンクール」
前号の「かつら川」にて報告の通り、女性部会都留支部担当による当該事業も終盤になり、絵画は下吉田第二小より七十八点、絵はがきは下吉田第二小、西桂小、禾生第一小の三校より合計二百三十四点の応募があり、租税教室で学んだ成果も見られ、想像力豊かで色彩に富んだ素晴らしい力作が集まりました。支部に



絵画 表彰式受賞者記念撮影(下吉田第二小学校)

よる一次選考及び女性部会役員の選考を経て、後援を頂いた大月税務署長、富士吉田市長(代理)、税理士会大月支部長(代理)をお招きして、最終選考会を開催し、絵画、絵はがき共に特別賞九点を含めて全二十九点の入賞が決定いたしました。入賞の皆さんには賞状と副賞を準備し、各校へ出向き表彰式を執り行いました。受賞後の記念撮影では笑顔の子供たちの姿に「税金」を支えられていること、「税金」が自分たちの生活に深く関わっていることを理解できた様子が感じとれました。
貴重な夏休みの期間に作品を描き

小学生の税に関する絵画コンクール入賞作品 特別賞



富士吉田市長賞
下吉田第二小学校 6年 萱沼 梨心

大月税務署長賞

下吉田第二小学校 6年 白須 理衣子



大月法人会長賞
下吉田第二小学校 6年 勝俣 亜夢人



東京地方税理士会大月支部長賞
下吉田第二小学校 6年 渡邊 弘夏



大月法人会女性部会長賞
下吉田第二小学校 6年 渡辺 倅奈



大月法人会女性部会長賞
下吉田第一小学校 6年 志村 桃花



大月法人会女性部会長賞
下吉田第二小学校 6年 湧稲国 奨

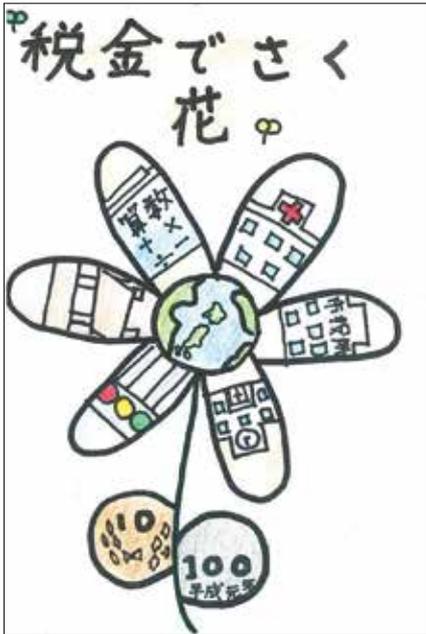


大月法人会女性部会長賞
下吉田第二小学校 6年 杉本 紗規



大月法人会女性部会長賞
下吉田第二小学校 6年 諏訪田 玲

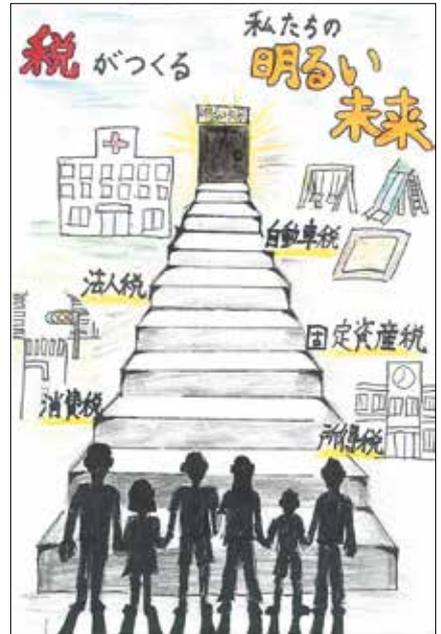
小学生の税に関する絵はがきコンクール入賞作品 特別賞



大月法人会長賞
下吉田第二小学校 6年 柴谷 ここみ



大月税務署長賞
禾生第一小学校 5年 三浦 大空



山梨県連女連協会会長賞
禾生第一小学校 6年 藤本 湊斗



大月法人会女性部会長賞
禾生第一小学校 6年 雨宮 侑生



東京地方税理士会大月支部長賞
禾生第一小学校 5年 岡部 波瑠



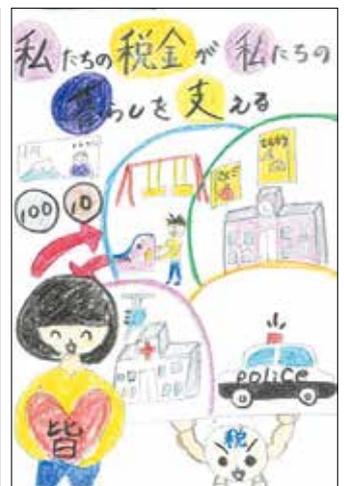
大月法人会女性部会長賞
禾生第一小学校 6年 白鳥 琥汰朗



大月法人会女性部会長賞
西桂小学校 5年 横内 寿凜



大月法人会女性部会長賞
禾生第一小学校 5年 上原 渚亜



大月法人会女性部会長賞
下吉田第二小学校 6年 羽田 心優

絵画・絵はがき第一次選考会
九月十一日(月) 富楽時

絵画・絵はがき第二次選考会
九月二十七日(水) 大月法人会館

女性部会役員会
九月二十七日(水) 大月法人会館



大月支部税務研修会
九月十一日(月) アルブルヴェール



都留支部税務研修会
十一月十日(金) 桂川ウエルネスパーク



富士吉田・河口湖支部合同税務研修会
十一月二十一日(火) そわ迦



その他の活動報告

総務委員会
九月十九日(火) 大月法人会館



税制・研修合同委員会
九月二十二日(金) 大月法人会館



組織・厚生合同委員会
九月二十五日(月) ホテル鐘山苑





Chatting GPT 研修会
九月二十八日(木) 大月法人会館
講師：杉山貴思氏



広報委員会
十一月八日(水) 大月法人会館



電子帳簿保存法研修会
十一月二十八日(火) 大月法人会館
講師：振田 仁氏



つる産業まつり2023

十月二十九日(日)

谷村第一小学校校庭



税法務研修参加率優秀賞受賞
十月十八日(水)



広報誌封入作業
九月四日(月) 大月法人会館



公益認定等審議会 立入検査
九月二十一日(木) 大月法人会館



県連理事会
十一月十六日(木) 甲府記念日ホテル



東京国税局との意見交換会
十二月十四日(木) ベルクラシック甲府



**県連専務理事
事務局長会議**
八月二十五日(金) 甲府法人会館

**県連専務理事
事務局長会議**
十二月十五日(金) 甲府法人会館

県連正副会長会
十一月六日(月) 甲府法人会館

新設法人説明会
九月十二日(火) 大月法人会館
十二月二十日(水) 大月法人会館



決算法人説明会
九月十三日(水) 大月法人会館
十一月十七日(金) 大月法人会館



新入会員紹介

○有限会社ナヒロ
(都留市十日市場七六〇一)

○一般社団法人大月市観光協会
(大月市猿橋町猿橋五五)

○アラクラミヤコ株式会社
(富士吉田市新町二一五一八)

○小菅精機株式会社
(北都留郡小菅村四七四四一)

○株式会社MARS
(大月市大月町真木一八九二一)

○ARNE設備工業
(富士吉田市上吉田五四八五)

○石原会計事務所
(都留市上谷六一三二七)

○株式会社むらさき
(南都留郡富士河口湖町河口二七一九一八)

○株式会社川口工務店
(南都留郡忍野村内野四六二七)

代表取締役 川口 美良

取締役 中野 信一

代表理事 天野 太文

代表取締役 倉沢 宏忠

代表取締役 船木 賞美

代表取締役 田中 進

代表 宮下 良

税理士 石原 哲

責任者 村崎 興一

二〇二四年の県内経済の展望

山梨中銀経営コンサルティング株式会社 経済調査部長 小柳哲史

(19) 昨年2023年は、陰陽五行において「諸問題が一区切りとなり、新たな時代がはじまる」、「基本に立ち返り、改めて一步を踏み出す」というような意味がある「癸卯（みずのと・う）」に当たる年でした。実際、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い人流が回復し、各地で中止されていたイベント等の「〇〇年ぶり」の再開がニュースで取り上げられるなど、明るい話題に包まれました。経済状況をみても、サービス関連消費を中心に個人消費で改善が進んだほか、国内観光客がコロナ禍前の水準を回復し、また、渡航制限の解除により外国人観光客で賑わいが見られるなど、全体としては緩やかな回復基調で推移しました。一方、世界的な金融引き締めや中国経済の減速懸念に加え、ウクライナ戦争の長期化や中東情勢の緊迫化など、先行きの不透明感も漂う一年となりました。

今年の景気を展望しますと、国内景気は、対面型サービス消費を中心に個人消費が回復基調で推移するほか、供給制約の解消に伴う生産の増

加や企業の底堅い設備投資意欲が下支えとなり、緩やかな回復が続くとみられます。ただし、世界経済の減速による輸出の低迷や物価上昇に伴う消費マインドの低下、人手不足による供給制約などが景気を下振れさせる要因となるため、注意が必要です。

県内景気も、基本的には国内と同様の動きを辿ると考えられます。生産面で機械工業が増産に転じるなかで、設備投資も持ち直しに向かうほか、所得環境の改善などを通して個人消費も回復基調で推移していくことから、全体としては緩やかな持ち直しの動きが続くとみられます。

項目別にみますと、個人消費は、社会経済活動の正常化が着実に進むなかで、外出・消費に対する前向きな動きが強まっていくと考えられます。政府による物価対策や自治体などの需要喚起策も下支えとなり、消費マインドの更なる改善が期待されます。ただし、所得環境の状況如何によつては、大きく下振れする可能性があるため、前半の賃上げ状況を注視する必要があります。

設備投資は、機械工業で生産能力増強投資が、また、非製造業で省力化・合理化投資が増加していくとみられます。なお、山梨中央銀行が実施した「県内企業経営動向調査」の2023年度下期（23年10月～24年3月）の設備投資計画においても、製造業・非製造業ともに、実施予定率の上昇および投資額の増加を見込むなど、前向きな姿勢が窺われています。

生産面について、機械工業は、長期化していた在庫調整の終息に伴い、春先以降は、半導体製造装置を中心に増勢に向かうとみられます。また、宝飾、ワイン、ニット、織物などの地場産業については、コロナ禍の影響が緩和するなかで堅調に推移すると考えられます。

なお、観光関連をみると、インバウンド需要の回復が見込まれ、コロナ禍前を超える賑わいを取り戻すことが期待されます。さて、陰陽五行によると、2024年は、「甲辰（きのえ・たつ）」にあたります。「甲」には、「草木が殻を破って頭を少し出ししている状態」と

いう意味があります。また、「辰」には、「理想に向かつて辛抱強く妨害と戦いながら歩みを進めていく」という意味があります。このため、「甲辰」は、「古いしがらみを破る」、「新たな歩みを進めていく」というような意味になるのでしょうか。

2023年は、社会経済活動が正常化するなか、生成AIの登場やDX（デジタルトランスフォーメーション）によるデジタル技術の浸透などアフターコロナの新しい時代を感じさせる年でした。甲辰の2024年は、この新しい時代をさらに飛躍させるためにも「龍の雲を得るが如く」古い体制から脱却し、革新的な歩みを進めるなか「驪龍之珠」（りりゅうのたま）を得る年にしたいものです。

※龍の雲を得るが如く：龍が雲を得て天に昇るように、英雄豪傑などが機を得て活躍するさま

※驪龍之珠：危険を冒さなくては手に入ることのできない貴重なもの

令和六年度 税制改正に関する提言

公益財団法人 全国法人会総連合

はじめに

我が国の社会経済活動に大打撃を与えたコロナ禍はほぼ収束し、ロシアのウクライナ侵攻などを背景とした急激な物価上昇も落ち着きを取り戻してきた。いまだ金融政策は異次元緩和から脱却できないでいるが、我が国の経済財政運営は「戦時」から「平時」のそれに切り替える段階に至ったといえよう。

こうした中で「成長と分配の好循環」による「新しい資本主義」を掲げる岸田文雄政権は新たに「異次元の少子化対策」を打ち出した。人口減少という社会課題の克服を未来への投資と捉えた政策は重要といえるが、問題はその財源である。必要な追加予算額を今後3年間で、3.5兆円としながら、その財源について消費税を含め新たな税負担は考えず歳出改革などで確保するとしている。一体、どの歳出をどう削減して財源を捻出するのか、具体論は先送りされた。

財源の曖昧さは少子化対策に限ったことではない。防衛力の抜本強化では5年間で総額43兆円の防衛費を確保するとし、一部増税を含む具体的な財源を示した。しかし、増税以外の財源が内包する問題を見逃してはならない。例えば決算剰余金の活用であるが、これは景気などに大きく左右される。国家の根幹である防衛力を担うに足る安定財源とはなり得ないであろう。

このように歳出だけを先行させ、財源論を置き去りにする手法は財政規律を決定的に毀損させかねない。まずは2025年度の基礎的財政収支（プライマリバランス＝P/B）黒字化目標を確実に達成せねばならないが、その後の財政健全化の議論も並行して開始する必要がある。その際には財政規律を確立するための新たな健全化目標や実効性を担保

できる財政運営手法が欠かせまい。コロナ対策で積みあがった国債の返済計画も忘れてはならない。先進国の多くはその具体的な返済計画を実行に移し始めており、我が国だけがこれを封印したままであることは許されない。

また、地域経済や雇用の担い手である中小企業にはコロナ禍で体力を奪われ立ち直れないところも少なくない。事業承継や導入された消費税のインボイス制度などへの対応も合わせ、税財政上のきめ細かい支援が必要であろう。

基本的な課題

1. 税・財政改革のあり方

新型コロナウイルスによるパンデミックは世界的に収束段階となり、我が国も社会経済活動がほぼコロナ禍以前の状態に戻った。これに伴い税財政政策の運営も平時のそれに戻るわけで、本来の税財政改革に向けた議論を可能にする環境が整ったといえる。

それにしてもコロナ禍が我が国財政に与えた打撃は甚大であった。国債残高はコロナ対策財源として発行された約100兆円が一気に上積みされ、1,000兆円をゆうに超えてしまった。地方を含めると長期債務残高は国内総生産（GDP）の2.2倍に上り、先進国の中で突出して悪化している。

まずはこのコロナ対策財源の借金をどう返済するかが重要な課題なのだが、その議論が全くないのは極めて遺憾である。すでに米国や英国、ドイツなどの先進諸国では早くから増税を含む借金返済計画を策定し一部を実施に移している。我が国だけが議論さえ封印していたのは国際社会の常識からみても異様であり無責任である。

我が国財政の最大の問題は「中福祉・

低負担」といういびつな税財政構造にある。歴代政権のほとんどが身の丈以上に「給付」を拡大させ、それに見合う「負担」を回避してきた結果である。これを「中福祉・中負担」の均衡構造に改革しなければ、先進国で最速のスピードで進む少子高齢化や人口減少、そして財政の健全化に対応できない。

岸田政権は「異次元の少子化対策」を打ち出しながら、有力な財源となり得る消費税など新たな負担は求めないとしている。少子化対策は目的税としての消費税の対象分野である。コロナ対策財源も医療分野はその対象になる。ただいたずらに消費税を否定していたのでは、持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化を両立させる税財政改革の議論は成り立たないし、国の未来も開けないであろう。

1. 財政健全化に向けて

コロナ対策では主に補正予算で編み込まれた必要以上の多額な予備費や膨大な使い残しの発生など、財政規律が大きく毀損された。コロナ禍がほぼ収束した今、財政運営にとって重要なことはコロナ予算を検証しつつ財政規律をどう回復させるかである。

岸田政権の主要政策を見ると、財政規律の回復どころか、それに逆行する動きとなっている。防衛力の抜本強化では防衛費を2027年度までの5年間で総額43兆円とすることを決定したが、その財源が極めて曖昧なのである。法人税などによる1兆円増税以外は、「歳出改革」や「決算剰余金の活用」など大半が財源として安定性を欠いている。これで国家の根幹である安全保障が大丈夫なのか、強い危機感を感じる。

「異次元の少子化対策」では前述したように、今後3年間で必要な追加予算額を3.5兆円とし、2030年代には倍増を目指すという。これも財源には消費税などの新たな税負担は考えず、歳出改革などにより確保するとしただけで具体的な中身は定まっていない。仮に財源確

保ができない場合、結局は少子化対策も防衛費も国債頼みになるという懸念が拭えない。

国と地方のP/B黒字化という財政健全化の目標年度である2025年度が眼前に迫ってきた。本年7月に内閣府が発表した「中長期の経済財政に関する試算」では、高い成長率を前提とした場合でも2025年度には1.3兆円の赤字が残る。黒字化は2026年度になるとする一方で、歳出改革を継続すれば2025年度の達成も視野に入るとした。ただ、この試算には「異次元の少子化対策」を反映していないため目標達成は極めて難しいとみられる。

しかし、2025年度目標が達成できてもできなくても、来年度にはその後の中長期を視野に入れた財政健全化の枠組みについて議論を開始せねばならない。その際にはまず、金利が正常化に向かうことを前提にする必要がある。我が国でもデフレ局面が終わり、日銀のゼロ金利政策が変化しつつあるからである。つまり、異次元緩和下では黙っていても低下してきた健全化目標の一つである債務残高対GDP比の流れが持続できなくなる可能性が高い。このため、債務残高対GDP比を安定的に引き下げていくには、単なるP/B黒字化ではなく一定の黒字幅を確保せねばならない。また、P/Bの歳出には利払い費が含まれないが、先進各国のようにこれを含む財政収支の黒字化を新たな健全化目標として採用することを提案したい。

負担をあやふやにし歳出だけを先行実施するような財政運営を是正するには、米国が採用している「ペイアズユーゴー原則」も有効であろう。これは新しい政策には歳出削減による財源捻出が必要で、それができなければ増税で財源を確保せねばならないという仕組みである。忍び寄る財政危機を回避するには、こうした厳しい財政規律を確立する以外に道はないであろう。

(1) 財政健全化は国家課題であり、本格的

な歳出・歳入の一体改革を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減・抑制の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

(2) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。政府による過剰な依存が主因とはいえ、日銀の国債保有は異常に高い水準に達しているほか、株式市場でも市場機能を歪めかねない存在となっている。このため、日銀は長短金利操作（イールドカーブ・コントロール）の修正によるゼロ金利政策の一層の柔軟化に乗り出している。今後の金融政策は正常化に向かうとみられるが、その際には政府と日銀が健全な関係を構築し、市場の動向を見極めながら副作用を最小限に抑えるよう細心の政策運営が求められる。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

我が国はすでに指摘したように、先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えている。そうした中で社会保障給付費は高齢者人口がピークを迎える2040年には、190兆円（令和5年度 約134兆円）に達する見込みである。目の前には、団塊の世代すべてが後期高齢者となり、医療と介護の給付費急増が見込まれる「2025年問題」もある。

持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化の両立という国家課題はこうした前提の下で問われている。これを解決するには「中福祉・低負担」のいびつな構造を「中福祉・中負担」に改革するしか方法はない。具体的には適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制することである。

社会保障給付費で最も増加額が大きいのは医療分野である。その意味で注目されるのは、来年度が二年一度の改定年にあたる診療報酬と、三年ごとの介護報酬改定が同時になる点である。とくに診療報酬は前回もそうであったが、過去のほとんどの改定で「薬価」の引き下げが「本体」（医師の件費等）の引き上げ分を吸収する形で全体を引き下げる手法をとってきた。今度こそ本体にどう切り込むかが問われよう。

医療分野では激務である勤務医と開業医の収入格差や都市と地方、診療科によって医師が偏在する実態が指摘されて久しい。その一因として診療報酬の配分のあり方がメリハリを欠くためではないかとの見方が多い。

また、開業地域も診療科も規制がない我が国独特の自由開業制度が医師の偏在を助長しているとの指摘もある。欧米では開業地域や診療科ごとに定員を設定するなど何らかの人的規制がある。診療報酬が税金と保険料が原資であることを考えれば、規制すべきところは規制する。それが真の規制改革ではないか。

社会保障の基本は「自助」「公助」「共助」であり、その役割と範囲を不断に見直すことが重要であり、その際には公平性の視点が欠かせない。とりわけ、医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。

(1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施すべきである。

(2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。また、都市と地方、診療報酬の公平性を確保するためには診療報酬（本体）の配分等を見直すとともに、政府の新目標であるジェネリック普及率「全ての都道府県で80%

以上」を達成した後も、その供給体制の在り方を含め議論する必要がある。(3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでないものにメリハリを付け、医療と同様に公平性の視点から給付と負担のあり方をさらに見直すべきである。(4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

(5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等の整備、保育士の待遇改善などの現物給付に重点を置くべきである。また、企業も積極的に子育て支援に関与できるように、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。欧米に比べ取得面で大きく見劣りする育休制度については、企業側も意識改革が必要となる。

児童手当の所得制限を撤廃し富裕層にまで支給対象を広げる政府方針については、出生率の向上につながるか疑問があるほか、公平性確保の点からみて極めて問題である。子ども・子育て支援には安定的財源を確保せねばならないが、こうした政策は性格上聖域化されがちである。公平性や実効性の確保を前提とし、バラマキ政策とならないよう十分な監視が必要である。

(6) 少子化対策の財源として社会保障料の上乗せ案が挙げられているが、中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような制度づくりが求められる。また、配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は就労調整が行われる一つの要因とされており、人手不足で悩む中小企業にとって深刻な問題である。女性の就労を支援する政策を含め、税制と社会保障の問題を一括して議論すべきである。

3. 行政改革の徹底
一昨年には「デジタル庁」、本年には「こ

ども家庭庁」と官庁の創設が目立っている。しかし、共に期待された役割を果たしているとは言い難い。その原因として政治のリーダーシップの欠如が指摘されている。

我が国のデジタル化は行政サービスや社会経済活動にとって不可欠とされながら、立ち遅れが目立っていた。デジタル庁はコロナ禍でも表面化した国と地方、省庁の縦割りを横断する組織として、その機能を期待されていた。しかし、後述するマイナンバーカードの情報管理の杜撰さなどでスタートからつまづいている。

こども家庭庁も省庁間の縦割りを排し一元的にこどもと家庭の問題を扱うという組織だが、各省庁の関連予算をかき集めただけで骨太なグランドデザインを描き切れていない。肝心の「幼保一元化」についても後ろ向きのままである。これでは両庁とも屋上屋を重ねるだけで大きな政府に道を開きかねない。官僚組織は常に肥大化する習性があるといわれる。そうならないよう国民の厳しいチェックが必要である。

また、行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削ることが肝要である。以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。(1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。(2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。(3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。(4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. マイナンバー制度について
マイナンバーカードの普及率は80%近くに達したが、積極的に活用されているとは言い難い。先ごろには健康保険証と

の一体化などをめぐりカードの登録に関する情報管理面で問題が生じ、制度に対する不信任感が表面化する事態となった。政府は国民の不安を払拭するために、制度の運用に当たっては個人情報情報の漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護などが担保される措置を徹底することが重要である。そして制度の意義や利便性について改めて丁寧に説明し理解を求めていかなければならない。

制度の利便性としては各種行政サービス手続きのワンストップ化、さらに、e-Taxやe-ETAXの利用による申告納税手続きや各種手当の申請手続きの簡素化などが挙げられる。令和6年度末には運転免許証との一体化も予定されている。

社会保障と税、災害対策となっていた利用範囲はマイナンバー法等の改正によって一部拡大されたが、これをどこまで広げるかは今後の重要課題である。例えば、マイナンバーで世帯所得が把握できることになれば、臨時的な給付金を迅速に支給できるし、かつ世帯間の公平性確保も可能になり、様々な税制改革議論の土台にもなる。そのためには、広範な国民的議論が必要であることも付言しておきたい。

5. 今後の税制改革のあり方

今後の税制改革に当たっては、①経済の持続的成長と雇用の創出②少子高齢化や人口減少社会の急進展③デジタル化や働き方の多様化④グローバル競争とそれをもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化⑤国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性——などにどう対応するかという視点等を踏まえ、税制全体を抜本的に見直ししていくことが重要な課題である。

II. 経済活性化と中小企業対策

我が国経済は急激に上昇した物価が高止まりしているとはいえ、コロナ禍がほぼ収束したこともあり落ち着きを取り戻

してきた。ただ、過熱していた欧米景気に連続的な利上げによる減速懸念が出てくるうえ、中国経済の成長鈍化も加わり不透明さを増している。

こうした中で岸田政権は「成長と分配の好循環」を目指す「新しい資本主義」の看板の下、デジタル化や化石燃料に頼らないグリーン化などを推進しようとしているが、まだ具体的成果は見られていない。経済界もこの看板に呼応する形で相応の賃上げを実施したが、物価を考慮した実質賃金は伸びておらず、賃上げの持続化と膨大な内部留保の活用が問われている。覇権主義的な動きを強める中国を念頭に置いた経済安全保障では、欧米と歩調を合わせる形で本格化させており、その成果が注目されている。また、本来の経済外交では英国の環太平洋経済連携協定(TPP)加盟を後押しすることなどで成果をあげたが、問題は本命である米国の復帰を実現できるかどうかである。

さらに岸田政権に求めたいのは、アベノミクスで極めて中途半端に終わった農業や医療分野などいわゆる岩盤規制の改革である。この分野には強力な反対勢力が存在するが、ここに切り込んでこそ「新しい資本主義」であろう。

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

原材料をはじめとした物価の高止まりは我が国経済、とりわけ中小企業に大きな重荷となっている。いまだにコロナ禍による打撃を引きずっているところも少なくない。中小企業は地域経済と雇用の担い手であるだけでなく、我が国経済の礎である。モラルハザードの誘発には注意しなければならぬが、健全な経営に取り組んでいる企業が立ちゆくよう実効性ある支援をすることは、政府の責任であり義務といえよう。

(1) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化するべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据

え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

(2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。

①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。

②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和6年3月末日となっている適用期限を延長する。

(3) 中小企業等の設備投資支援措置

「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末(賦課期日)が迫った申請や認定について弾力的に対処する。

なお、「カーボンニュートラルに向けた投資促進税制」は、令和6年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。

2. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、先に指摘したように地域経済や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

(1)事業用資産を一般資産と切り離れた本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっております。欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業承継に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2)相続税、贈与税の納税猶予制度の充実
平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたが、特例承継計画の提出件数は伸び悩んでおり、政府は制度の検証を行う必要がある。

また、特例承継計画の提出期限は1年間延長され、令和6年3月末日までとなつてはいるが、コロナ禍からの完全回復には時間がかかるうえ、エネルギー価格が高止まりしているなど、中小企業を取り巻く環境は依然厳しい状況にある。特例承継計画の提出期限等の延長を求めるとともに、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

①猶予制度ではなく免除制度に改める。

②コロナ禍の影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対しても要件を緩和するなど配慮すべきである。

③国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。

(3)取引相場のない株式の評価の見直し
取引相場のない株式の評価については、企業規模や業種によって多様であるが、企業価値を高めるほど株価が上昇し、税負担が増大する可能性があるので、円滑な事業承継を阻害していることが指摘されている。取引相場のない株式は換金性に乏しいことを考慮し、評価のあり方を見直す必要がある。

3. 消費税への対応

消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。

また、先ごろ導入されたインボイス制度については、事業者の事務負担が増加したり、免税事業者が取引から排除されるなどの理由により休業業に追い込まれることのないよう、「区分記載請求書等保存方式」を当面維持する等、弾力的に対応することを求めてきた。

政府は、軽減税率制度とインボイス制度について、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば制度の是非を含めて見直しが必要である。

(1)インボイス制度の導入にあたり、国は事業者が混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担を軽減するような環境整備が必要である。

また、課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。

(2)消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

(3)インボイス制度や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するため、事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加している。システム改修や従業員教育などについて、中小企業に対する特段の配慮が求められる。

III. 地方のあり方

国と地方の役割分担を見直し、財政や

行政の効率化を図っていく必要性はコロナ禍を通して十分に認識された。前述したように、様々な矛盾を内包する医療制度や東京一極集中など、そこで浮き彫りになった課題を一つ一つ解決していくことは、地方のあり方を考える上で極めて重要である。

地方活性化戦略では、地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化策を策定し地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していくかねばならない。また自治体側は自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行するなど、自立・自助を基本理念とすることが肝要である。

残念ながら、現状ではこの理念とはかけ離れたようなケースが少なくない。例えばコロナ臨時交付金を使用されず基金に回っている可能性があるとの指摘がなされている。実際、一部自治体では財政調整基金があつという間にコロナ前の水準を回復したという。そもそもPBが黒字である地方が、コロナ対策で財政を著しく悪化させた国に依存する姿は大きな矛盾と言わざるを得ない。

「ふるさと納税制度」にも問題が多い。昨年度の納税額が過去最高の1兆円に迫る水準に達しており、返礼品競争規制策の効果が高いことを証明している。税収の流出額が大きく同制度を批判してきた自治体が、我慢も限界にきたとして返礼品競争に参入する例も出てきた。住民税は居住自治体の会費であり、他の自治体に寄付の形で納税することは地方税の原則にそぐわない。納税先を納税者の出身自治体に限定するなど、さらなる見直しが必要である。

(1)地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元大学の特長に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材の育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関

係からも重要と認識すべきである。(2)広域行政による効率化や危機対応について早急かつ具体的な検討を行うべきである。基礎自治体(人口30万人程度)の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。

(3)国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体においても広く導入すべきである。

(4)地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイルズ指数(全国平均ベース)が改善せずに高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するのではなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。

(5)地方議会は大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立つて行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

IV. 震災復興等

政府は東日本大震災からの復興について、令和3年度から7年度までの5年間で、「第2期復興・創生期間」と位置付け、復興の円滑かつ着実な遂行に期することとしている。そのためには、これまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保などに対し実効性ある措置を講じるよう求める。

また近年、熊本をはじめとした強い地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生している。東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立つ

た適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まなければならない。

V. その他

1. 納税環境の整備

行財政改革の推進と納税者の利便性向上や事務負担の軽減を図るため、国税と課税の基準を同じくする法人の道府県民税、市町村民税、法人事業税の申告納税手続きについて、地方消費税の執行と同様に、一層の合理化を図るべきである。

2. 環境問題への対応

政府は、2050年までに温室効果ガスの排出を実質的にゼロにする「カーボンニュートラルの実現」を目指し、その中間に位置する2030年に2013年度比で「46%削減する」との目標を国際公約として打ち出している。

令和5年5月にはGX推進法が成立し、「GX経済移行債」を発行して脱炭素化に向けた民間投資を進めるとともに、その償還財源として二酸化炭素の排出量に応じて企業に負担を求める「カーボンプライシング」が導入された。

一方で、エネルギー価格は高止まりしており、家庭、企業における負担感が高まっている。原発の再稼働や稼働期間の延長等を含めたエネルギー問題のあり方について、積極的に検討を行う必要がある。

3. 租税教育の充実

税は国や地方が国民に供与する公共サービスの対価であり、国民全体で等しく負担する義務がある。また、税の適正な納付はもろろんのこと、その使途についても厳しく監視することが極めて重要である。しかしながら、税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとは言えない。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

大月税務署からのお知らせ

【問合せ先】〒401-8502 大月市御太刀2-8-10 Tel 0554(22)3151 (代表)

※お電話は、自動音声に従ってご用件の番号を選択いただくと、担当者がご用件にお答えします。

自宅から e-Tax が便利！

確定申告は
スマホからがおすすめです！



【国税庁ホームページ】

「国税庁 e-Tax キャラクター イータ君」



税理士による無料申告相談 ～申告書を作成できます～

申告書作成会場の開設期間以前に、次の日程で「税理士による無料申告相談」を実施しますのでご利用ください。

期 間	会 場	所 在 地	時 間	対 象 者 (注1)
2月1日(木) ～2月2日(金)	富士吉田市民会館 3階市民ギャラリー	富士吉田市緑ヶ丘 2-5-23	午前10時から12時まで 午後1時から3時まで 【事前申込をお願いします】	・年金受給者 ・給与所得者 ・小規模納税者(注2)
2月5日(月)	富士河口湖町役場 コンベンションホール	富士河口湖町船津 1700		
2月6日(火) ～2月7日(水)	上野原市もみじホール 2階会議室	上野原市上野原 3832		

注1 土地、建物及び株式などの譲渡所得がある方は対象とはなりません。

注2 小規模納税者とは、事業所得、不動産所得または雑所得を有する方のうち、令和4年分の所得金額（専従者控除前または青色専従者給与及び青色申告特別控除前）が300万円以下の方を指します。

- 申告書等の提出のみの場合は、大月税務署に直接お持ちいただくか、郵送でご提出ください。
- 令和5年分の税理士による無料申告相談は、混雑回避のため、オンラインによる**事前申込**を受け付けます。
- オンラインによる事前申込は、令和6年1月10日（水）から可能となります。
詳細につきましては、右記事前申込サイトを参照願います。
なお、**電話での受付は行っておりません**ので、ご注意ください。
- オンラインによる事前申込**サイトの操作方法**についてのお問合せは、**【050-1808-7285】**（受付時間：平日午前10時～正午、午後1時～午後4時）へお願いします。
- 一部、当日入場整理券の配付を行いますが、無くなり次第終了となりますので、オンラインによる事前申込をご利用ください。
- 昼休みの時間帯は、税理士が交代で対応しており、お待たせする場合がありますので、ご了承ください。
- ご来場の際は、源泉徴収票など申告相談に必要な書類、スマートフォン及びマイナンバーカード等（詳しくは裏面の「お持ちいただくもの」をご覧ください。）をご持参ください。

事前申込サイト

下記のいずれかのサイトから
事前申込をお願いいたします。

無料申告相談専用
LINE 事前申込



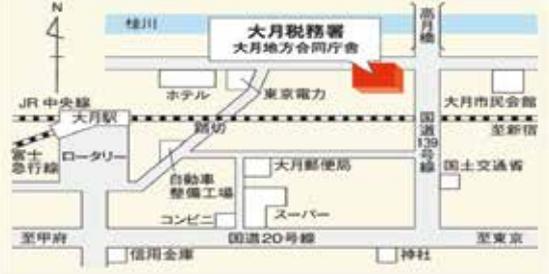

Web 事前申込



https://csubic.com/tochi120/booking_pages

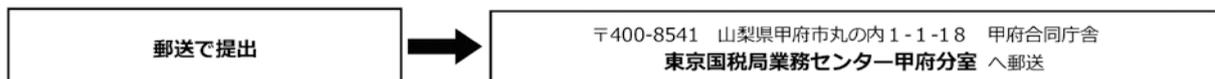
申告書作成会場の開設について

～原則、スマートフォンで申告書を作成していただきます～

開設期間	会場	所在地	時間
令和6年 2月16日(金) ～3月15日(金) ※土、日及び祝日を除きます。	大月税務署 3階	大月市御太刀2-8-10 大月地方合同庁舎	【受付】 午前8時30分から午後4時まで 【相談】 午前9時から午後5時まで
お持ちいただくもの		案内図	
①源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類 ②マイナンバーカード(※) ※マイナンバーカード発行時に設定した、次のパスワードも必要です。 ・利用者証明用電子証明書(数字4桁) ・署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下) ※マイナンバーカードをお持ちでない場合は、次の書類をお持ちください。 ・運転免許証等の身元確認書類 ・通知カード等のマイナンバーが分かる書類			
入場整理券		事前に準備いただきたいこと	
<ul style="list-style-type: none"> ●令和5年分の申告書作成会場では、混雑回避のために「入場整理券」を配付します。 ●入場整理券の配付状況に応じて、受付を早く締め切る場合があります。 ●3月中は入場整理券の入手が困難となることが予想されますので、2月中の来場をお勧めします。 ●入場整理券は、当日、会場で配付するほか、LINEによる事前発行で入手することが可能です。是非、LINEによる事前発行をご利用ください。 ●駐車場は使用できますが駐車スペースに限りがあり、満車時は周辺道路での入場順番待ちはできません。 		マイナンバーカードを利用した、マイナポータル連携には以下のようなメリットがありますので、マイナポータル連携の事前準備をお願いします。 <ul style="list-style-type: none"> ●確定申告書に添付する書類の管理・保管が不要 ●申告書への自動入力が可能(控除証明書等の集計や1件ずつ入力する手間が不要) ●e-Taxでデータ送信 	
 <p>オンラインで事前発行 友だち追加はこちらから!</p> <p>LINE アプリで国税庁の公式LINEアカウントを友だち追加してください。</p>		 <p>マイナポータル連携の概要はこちらから!</p>  <p>マイナポータル連携の事前準備はこちらから!</p>	

郵送での提出先は東京国税局業務センター甲府分室です

- 申告書等の提出のみの場合は、大月税務署に直接お持ちいただくか、郵送でご提出ください。
 なお、申告書等を郵送により提出する場合には、東京国税局業務センター甲府分室宛てにご提出ください。



～事業所得者・不動産所得者のみなさまへ～

消費税 インボイス制度について

適格請求書(インボイス)発行事業者は、令和6年4月1日(月)までに消費税の確定申告を行う必要があります。

なお、免税事業者がインボイスの登録を受けた場合は、負担軽減措置等があります。

確定申告手続きは、確定申告書等作成コーナー・e-Taxをご利用ください!!

e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。



インボイス制度に関する情報ガイド(税額の計算方法)



確定申告は

マイナンバーカード × e-Tax

でさらに**便利!**

- ✓ スマホやパソコンで
- ✓ 「確定申告書等作成コーナー」から申告書を作成して
- ✓ マイナンバーカードを使ってe-Taxで提出♪

◆ 確定申告書等作成コーナーを利用すると…

自動計算で確定申告書を作成!

画面の案内に沿って金額等を入力するだけで作成完了



作成コーナー



注目!

◆ さらに、マイナンバーカードを利用すると…

マイナポータル連携で自動入力

控除証明書等のデータを自動入力できるので、集計や入力の手間が不要

※ご利用には事前準備が必要です。証明書等のデータが自動入力できるようになるまで一定の時間がかかりますので、確定申告前にお早目のご準備をお願いします。

マイナポータル連携について詳しくはこちら



e-Taxの5つのメリット

令和4年分の確定申告をした方のうち、
3人に2人が
e-Taxで申告しています!

税務署への持参
不要



印刷・郵送代
不要



添付書類
提出不要

※一部の書類は除きます



確定申告期間
24時間利用可能
※メンテナンス時間を除きます



早期還付
(3週間程度で還付)



書面提出の場合は
1か月～1か月半程度で還付



国税庁 法人番号7000012050002

裏面もご確認ください

～ 確定申告書等作成コーナーの便利な機能～

スマホ申告をご利用の方は…

スマホのカメラで給与所得の源泉徴収票を読み取り自動入力



源泉徴収票の
記載内容を
自動入力！

e-Taxをご利用の方は…

パソコン・スマホ申告は
ICカードリーダライタが不要です



マイナポータルアプリを
インストールするだけ！

次の2つでe-Tax送信できます



マイナンバーカード



マイナンバーカード
読取対応のスマホ

スマホやパソコンから…

- 青色申告決算書・収支内訳書も作成できます
- 消費税の申告にも対応しています



「簡易課税制度」又は「2割特例※」を適用される方は、売上（収入）金額等の入力だけで税額等が自動計算されます。

※インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者になられた方について、売上税額の2割を消費税の納税額とすることができる特例です

～困ったときはこちらで解決～

動画で見る確定申告

申告書の作成方法などを動画でご案内！



- ・医療費控除
- ・住宅ローン控除
- ・マイナポータル連携

など

確定申告 動画



チャットボット

ご質問を入力いただければ、AIを活用した「税務職員ふたば」が回答！



税務職員ふたば

システム導入が
難しくても
大丈夫!!

令和6年1月からの 電子取引データの保存方法

今までは電子取引データをプリントアウトした書面を整理してファイリングしていたけれど、**令和6年1月からは**どうすればいいんだろう。



以下の【可視性の確保】と【真実性の確保】を満たしていただく必要がありますが、難しいことはありません。

【可視性の確保】

- ① モニター・操作説明書等の備付け
- ② 検索要件の充足



まずは、①と②を満たしていただく必要があります。ただし、「2課税年度前の売上高が5,000万円以下の方」、または「電子取引データをプリントアウトして日付及び取引先ごとに整理されている方」は、電子取引データの「ダウンロードの求め」に応じることができるようにしていれば、②の要件は不要となります。



仕事で使っているからパソコンや操作マニュアルはあるし、プリントアウトした書面を整理してファイリングしているわ。

可視性
OK



【真実性の確保】

専用のシステムなどを導入していないのだけれど、どうすればいいんだろう。



不当な訂正削除の防止に関する事務処理規程を制定し、遵守する。



その場合であっても、「ルールを決めて守っていただくこと」で満たすことが可能です。事務処理規程のサンプルは、国税庁HPに掲載していますので、参考にしてください。

事務処理規程を制定すればいいのね!

真実性
OK



そして、今まではプリントアウトした後に電子取引データを消していたけれど、**令和6年1月からは消さずに保存する**必要があるのね。



そのとおりです。電子取引データが原本ですので、これをそのまま保存してください。



準備が間に合わない場合はどうしたらいいの?? ➡ 裏面へ

準備が間に合わない場合はどうしたらいいの？

人手が足りなくて、令和6年1月までに事務処理規程の制定などの準備が間に合いそうにないな。



(1)と(2)を満たす場合には、**電子取引データを保存しておくだけで大丈夫**です。

(1) 電子取引データ保存の一定のルールに従って電子取引データを保存することができなかったことについて、所轄税務署長が相当の理由があると認める場合（事前申請等は不要です。）

「人手不足」はこれを満たすんだな。



はい。ほかにも、「システム整備が間に合わない」「資金不足」など、幅広い理由で認められますよ。

(2) 税務調査等の際に、

- 電子取引データのダウンロードの求め 
 - 電子取引データをプリントアウトした書面の提示・提出の求め 
- にそれぞれ応じることができるようにしている場合



電子取引データを消さずに保存しつつ、**税務調査などの際に、電子取引データや電子取引データをプリントアウトした書面を渡せるように**しておけばいいのか。



そのとおりです。ご対応をよろしくお願いいたします。

なお、保存する電子取引データの範囲は、これまで書面で保存しているものと変わりありません。



※ 令和4年度税制改正で措置された「宥恕措置」は、適用期限（令和5年12月31日）をもって廃止されます。

もっとくわしく知りたい、経理のデジタル化を進めたいときは？

電子帳簿保存法の取扱通達・Q&A・説明動画や各制度のポイントがわかるパンフレットなどを国税庁ホームページの「[電子帳簿等保存制度特設サイト](#)」に掲載しています。

こちらから特設サイトにアクセスできます



インボイス制度説明会等 1～3月開催日程（事前申込制）



大月税務署では、インボイス制度について以下のとおり説明会等を開催いたします。

インボイス制度について知りたい方は**インボイス制度説明会**にお申し込みください。

インボイス発行事業者の登録の可否について検討中で、個別相談されたい方は**登録要否相談会**にお申し込みください。

なお、定員に達した時点で予約の受付を終了させていただきます。

インボイス制度
特設サイト



国税庁

開催日時		名称	定員	開催場所	留意事項	申込み先
年月日	時間					
R 6. 1. 1 8 (木)	13:00～ 14:15 (受付開始 12:30～)	インボイス制度説明会 ～消費税の仕組みから 知りたい方向け～	10名	大月市御太刀2-8-10 大月地方合同庁舎	【要事前申込】 1月17日(水)17時 まで にお電話で申込みを お願いします。	大月税務署 法人課税第1部門 0554-22-3153
	14:15～ 16:45 (相談時間 約20～30分)	登録要否相談会 ～登録の可否を検討 されている方向け～	10名	大月税務署2F 共用会議室		
R 6. 2. 8 (木)	13:00～ 14:15 (受付開始 12:30～)	インボイス制度説明会 ～消費税の仕組みから 知りたい方向け～	10名	大月市御太刀2-8-10 大月地方合同庁舎	【要事前申込】 2月7日(水)17時 まで にお電話で申込みを お願いします。	大月税務署 法人課税第1部門 0554-22-3153
	14:15～ 16:45 (相談時間 約20～30分)	登録要否相談会 ～登録の可否を検討 されている方向け～	10名	大月税務署2F 共用会議室		
R 6. 3. 2 7 (水)	13:00～ 14:15 (受付開始 12:30～)	インボイス制度説明会 ～消費税の仕組みから 知りたい方向け～	10名	大月市御太刀2-8-10 大月地方合同庁舎	【要事前申込】 3月26日(火)17時 まで にお電話で申込みを お願いします。	大月税務署 法人課税第1部門 0554-22-3153
	14:15～ 16:45 (相談時間 約20～30分)	登録要否相談会 ～登録の可否を検討 されている方向け～	10名	大月税務署2F 共用会議室		

大月法人会会員の皆様へ

大月税務署

社員の皆様への確定申告に関する情報提供のお願い
～国税庁ホームページで申告書が作成できます～

国税庁では、所得税等の確定申告期間中に国税庁ホームページに「確定申告特集ページ」を開設する予定です。この特集ページでは、確定申告に関する各種の情報を掲載しているほか、申告書の作成に便利な「確定申告書等作成コーナー」等が御利用いただけます。

つきましては、「年末調整手続の電子化 e-年調 ～もう書類は必要ありません～」が国税庁ホームページに掲載されていますので、ファイルをダウンロードの上、裏面「さあ、自宅でe-Tax!! e-Taxの5つのメリット」を、貴社の社員の皆様に提供していただきますよう御協力をお願いいたします。

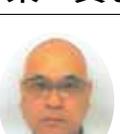
「年末調整手続の電子化 e-年調 ～もう書類は必要ありません～」の提供の手順・方法は次のとおりです。

- ① 国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) のトップページ上部にある「刊行物等」から「パンフレット・手引」をクリック
- ② 「パンフレット・手引、各項目へのリンク」から「源泉所得税関係」をクリック
- ③ 「年末調整関係」の項目から「年末調整手続の電子化に関するパンフレットについて」をクリック
- ④ 一覧表最下部の「年末調整手続の電子化 e-年調 ～もう書類は必要ありません～」のファイルをダウンロード
- ⑤ 配付、回覧、メール配信、電子掲示板への掲載などの方法により、社員の皆様に提供

※ 国税庁ホームページの「確定申告特集ページ」は令和6年1月4日（木）に公開予定です。

迎春



 顧問 法人会前専務理事 原田 威	 顧問 法人会元専務理事 滝口 哲夫					
 相談役 ㈱富士山アグリファーム 細田 幸次	 相談役 小林工業㈱ 小林余し緒	 相談役 ㈹山岸旅館 外川 凱昭	 相談役 中央観光㈱ 細谷 憲二	 相談役 ㈱新名製作所 新名 米光	 相談役 アイトー電子㈱ 長田 富也	 相談役 堀内電気㈱ 堀内 富久
 副会長 ㈹吉沢製パン 吉沢 秀雄	 副会長 ㈱梶原工業所 梶原 秀博	 副会長 川上建設㈱ 川上洋一郎	 会長 ㈱メイト 山口 照義	 相談役 東京地方税理士会大月支部 梶原 稔	 相談役 ㈱山梨中央銀行吉田支店 小嶋 俊学	 相談役 日伸総建㈱ 志村美貴代
 常任理事 ㈹西忠エージェンシー 西室 信男	 常任理事 甲陽産業㈱ 三木 範之	 常任理事 ㈱土屋製作所 土屋きよ美	 専務理事 公益社団法人大月法人会 小笠原能久	 副会長 ㈱鈴木製作所 鈴木 誠一	 副会長 ㈱ミネルパ 越石 賢一	 副会長 ㈱堀江製作所 堀江 俊隆
 常任理事 吉田精工㈱ 吉元 潤	 常任理事 ㈹こみたけ売店 小佐野昇一	 常任理事 富士山リゾート㈱ 伊東 貴也	 常任理事 富士急行㈱ 堀内光一郎	 常任理事 都留信用組合 渡邊 和彦	 常任理事 ㈹小林仏壇 小林 清哲	 常任理事 ㈹印刷エトリ 餌取 一成
 理事 ㈱尾形製作所 尾形 直	 理事 ㈱トーホー 守屋 博文	 理事 三共建設㈱ 白木 孝郎	 常任理事 ㈱アトラス測量 大石 秀世	 常任理事 ㈹天下茶屋 外川正知恵	 常任理事 ㈹フロスジャパン 柏木 修	 常任理事 富士水熱設備工業㈱ 高村 浩明
 理事 ㈹中村薬局 金巻 裕	 理事 山二商事㈱ 赤澤 克夫	 理事 濱野屋ティートラスト㈹ 天野 統一	 理事 ㈱平井製作所 平井 勉	 理事 ㈱龍美建設 清水美恵子	 理事 ㈱ナイト一建商 内藤 定子	 理事 市川リース㈱ 市川 公子

 理事 (株)シラス自工 白須 一政	 理事 桑原電業(株) 桑原 大輔	 理事 (株)ツルタ 鶴田みさ子	 理事 (株)渡辺商店 渡邊 稔	 理事 (株)長田電材工業 菊地 明久	 理事 奥秋建設(株) 奥秋 公大	 理事 (有)山口製作所 山口 光子
 理事 (株)山梨重機 横打香代子	 理事 芙蓉実業(株) 山下佐一郎	 理事 テクト(株) 宮下 崇	 理事 エスプラン(株) 白井恵美子	 理事 吉田タクシー(有) 渡邊 千恵	 理事 (株)大森工務所 大森 雄介	 理事 秋山土建(株) 桑原 誠
 理事 井出電気(株) 井出 隆	 理事 (株)富士レークホテル 井出 泰済	 理事 さざなみ産業(株) 田中 良彦	 理事 (有)サンスペースアメニティ 河内 正子	 理事 三浦化成工業(株) 三浦 信	 理事 (株)大森林業所 大森 保廣	 理事 (株)CATV 富士五湖 武川 哲也
 理事相当 (株)ユーキ 小泉 裕次	 理事相当 富士航空電子(株) 吉澤 武司	 監事 富士観光開発(株) 小谷田 融	 監事 (株)ユーシン 荻原 秀祥	 監事 (株)田中屋 佐々木弘之	 理事 (株)コバヤシ工業 小林ゆくよ	 理事 登り坂石油(株) 渡邊 良孝
 理事相当 (株)サナミ製作所 佐波 佳子	 理事相当 中村エンジニアリング(株) 中村 武	 理事相当 (株)丸真建設 小俣 真吾	 理事相当 (有)土屋輪業 土屋 和也	 理事相当 (有)大中精機製作所 市川 賢一	 理事相当 大一木材(株) 小林 宏好	 理事相当 (有)コタカ電化 小高 洋子
 理事相当 (株)前田源商店 前田 市郎	 理事相当 山崎織物(株) 山崎 泰洋	 理事相当 (株)桑原興業 桑原 貞雄	 理事相当 (株)セントラルモーターズ 細田 浩一	 理事相当 (株)佐藤ダンボール 佐藤 誠	 理事相当 堀建トーヨー住器(株) 堀内 花代	 理事相当 堀内電気(株) 堀内 慎也
 理事相当 (有)東京屋製菓 中村 元	 理事相当 パイロット測量設計(株) 堀内 満	 理事相当 フジヤマ(株) 小野耕太郎	 理事相当 渡秀工業(株) 渡辺 浩次	 理事相当 (有)小池時計店 小池 久司	 理事相当 (株)萱沼商事 萱沼 孝夫	 理事相当 (株)マエセン 前田正太郎

 理事相当 登り坂石油(株) 渡邊 林美	 理事相当 (株)渡辺工務店 渡邊 教彦	 理事相当 (有)河野保険事務所 河野 大介	 理 事 宮川電気(株) 奥脇 芳弘	 理事相当 三和建设(株) 渡邊 三雄	 理事相当 (有)寿司華 岩田 伸吾	 理事相当 富士急行(株) 相生 光晴
		 理事相当 (株)協和生コン 倉澤 光代	 理事相当 (株)エムティーシー 松浦 潤一	 理事相当 (株)サイコ 三浦 敬伯	 理事相当 (有)旅館松屋 渡辺 松氏	 理事相当 (株)オプトナカムラ 中村 勝子

— 総合建設業 —

建築・土木・設計・施工
一級建築士事務所




環境に配慮・創意と工夫

株式会社 梶原工業所

山梨県南都留郡富士河口湖町船津3036
TEL : 0555-73-2107 FAX : 0555-73-1197
e-mail:marubun@kajihara-kougyouso.com
URL:http://www.kajihara-kougyouso.com/



‘地域に根ざした家造り’お施主様と一緒に考えます。
住まいづくりは、お客様と私達の共同事業です。
生涯何度もあるものではない大切な事業
心のふれあいを‘1番’に！・・・



建設資材・住宅機器・機械工具

代表取締役社長
内 藤 隆 光

〒401-0021
山梨県大月市初狩町下初狩911-4
T E L 0554-25-6341
FAX(兼) 0554-25-6934
夜間TEL 0554-25-6776
E-mail : naito-k@vesta.ocn.ne.jp

株式会社 **ナイト**-建商

一般乗用旅客自動車運送事業

吉田タクシー株式会社

代表取締役 渡邊 幸男

本社 〒403-0005 山梨県富士吉田市上吉田二丁目3番7号
TEL 0555-22-0378(代)・FAX 0555-22-6636

総合建設業



株式会社 渡辺工務店

渡辺工務店建築設計事務所

〒401-0512 山梨県南都留郡忍野村内野160
TEL (0555)84-2136 FAX (0555)84-4000
URL <https://koumuten.yamanashi.jp> E-mail: info@koumuten.yamanashi.jp

謹賀新年

今年も法人会の福利厚生制度の普及を通じ
会員企業の役員・従業員とそのご家族の皆様

安心をお届けしてまいります

本年も何卒よろしくお願い申し上げます

令和六年



〈引受保険会社〉 **アフラック** 山梨支社
〒400-0031 甲府市丸の内2-30-2 甲府第一生命ビル2F

法人会用フリーダイヤル ☎ **0120-876-505**
受付時間/9:00~17:00(土日祝日除く)



大同生命大阪本社ビル(大阪市西区江戸堀)
～加島屋が店を構えた地に建つ～

大同生命は1902(明治35)年に創業しました。
 中小企業経営者のもしものときの力になりたい。
 創業者の一人である広岡浅子が生命保険事業に託した
 「社会の救済」と「人々の生活の安定」という想いは、
 いまも大同生命に受け継がれています。



広岡浅子(1849-1919)
～大同生命の創業者の一人～



大同生命の礎を築いた
大坂の豪商「加島屋」



旧肥後橋本社ビル
(設計:W・M・ヴォーリズ)

その安心で、企業とともに未来をつくる。

DAIDO 大同生命保険株式会社

さあ、保険の新たな元へ。
T&D 保険グループ

多摩支社 甲府営業部/山梨県甲府市相生1-2-31(大同生命甲府ビル4F)
TEL 055-232-6411



Business Guard



AIG 損保

世界有数の地震国、日本!
いつ、どこで大地震が発生しても
不思議ではありません。

地震災害のリスクに備えて、
回避・低減の対策を!



法人会の企業地震保険

企業財産保険+財物損害補償特約+地震・噴火危険補償特約(財物損害補償特約用)

地震災害のリスクから会員企業をガードします!

AIG 損害保険株式会社

URL:<https://www.aig.co.jp/sonpo>

お問合せ先
山梨支店
〒400-0032 山梨県甲府市中央2-9-21 ファース甲府ビル4F
TEL. 055-228-6311 FAX. 055-233-5323
午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

この広告は保険の概要をご説明したものです。保険の対象、建物の構造、建築年月等によってはお引受できない場合もございますのであらかじめご了承ください。
2022年2月時点の内容です。(22-073005)



ホテル鐘山苑

〒403-0032
山梨県富士吉田市
上吉田東9-1-18
TEL0555-22-3168
FAX0555-22-3935

随時ブライダルフェア開催中です
詳しくはホームページをご覧ください
検索は【ホテル鐘山苑 ウェディング】



Hotel Kaneyamaen

健康情報

睡眠の見直しからはじめる 6 免疫力の高め方

第3章 免疫力を維持する工夫

1) 免疫力を発揮するための睡眠法

自分にとって「必要な睡眠をキープする！」

これにつきます。しかし、仕事をしていると毎日規則正しい睡眠をとることが難しい場合があります。多少睡眠不足でも頑張る日があってもよいのです。

ただ、インフルエンザが流行する時期などであれば、やはりしっかりと睡眠をとった方が感染や発症リスクは下がるのです。健康管理を意識して以下の工夫をしてみてくださいと思います。

①自分の現状を知ろう！

睡眠負債*（日々の睡眠不足が借金のように重なり、心身に悪影響を及ぼすこと）チェックリストや睡眠状態計測のウェアラブル端末を利用して、今の自分の睡眠状態を分析しましょう。

問題がなければ現状維持の生活リズムでよいのです。

免疫力は上げるものではなくて必要十分に発揮するものです。

ただし、落ちているものは上げる必要があります。問題アリなら、状態に応じた改善行動をとりましょう。

②必要時間を確保しよう！

どのくらい眠ると自分の調子がよくなるのでしょうか？

これは実は自分自身が一番よくわかっていたりします。目標としてマインドセットしてみてください。

①睡眠時間すべてを連続で確保しなくてもよい。昼寝と本睡眠を組み合わせて自分に適した時間で大丈夫。

②起きる時間はできるだけずらず、就寝時刻で調整。

③スッキリ目覚めることができる、短い・ちょうどよい・長い3パターンのマイベター睡眠時間を見つける。

③負債は早めに解消を！

睡眠負債が明らかになるとわかった人は、まずは負債の解消を！

今の状態では免疫力は低下しています。

ゼロに戻すことからスタートです。

④朝日を浴びよう！

睡眠のリズムを整え、精神の安定をはかり、寝つきをよくするためには、起床後に強い光（2500lx以上）＝日光を浴びることが最も簡単で重要なポイントです。



⑤適度な運動を！

ある程度の肉体疲労がないと睡眠の質が向上しません。ただし、寝る前の激しい運動は興奮してしまい、入眠を妨げますので一般の方にはオススメできません。

活動量が少ない、体温を上げたい、リズムを整えたい方は、夕方の軽い運動は有効です。

⑥寝る前はリラックス！

睡眠は副交感神経の働きが優位になると訪れます。第2章でも触れましたが、ストレスを軽減する目的。そして、副交感神経の働きを促します。

そのためにも、寝る前の時間は自分なりのリラックスタイムを設けてください。

ポイントは、筋肉をゆるめる、脳をゆるめるという両方が必要だということ。

免疫力も合わせて考えると、日本人にはオススメなリラックス方法が入浴です。通常時の体温が1℃下がると免疫力は30%低下するともいわれます。お風呂でしっかり温まり、体温を上げると同時に筋肉もほぐれますし、ホッと気分も落ち着きます。よい眠りにつく手助けにもなりますし、体温を上げたり下げたりできるしっかりと調節できる体づくりにも役立ちます。

入浴は一石なん鳥にもなります。





神社めぐり

第56回

熊野神社(旧村社)

鎮座地 北都留郡丹波山村丹波二七七一

御祭神 伊弉册尊

例祭日 七月十五日

宮 司 守岡栄喜

境内地 一二八坪

氏子戸数 八七戸

由緒沿革

創建の由緒は明らかではないが、慶応四年（二八六八年）の社記都留郡丹波山村熊野社、祭神熊野魂命、本社礎東西九尺九寸南北七尺七寸、末社天王宮神明宮白山宮稻荷明神、庁屋竪四間横六間、鳥居礎九尺、社地東西拾五間南北拾三間（一九五坪）、下々畑壱畝歩米三升五合」とある。甲斐国志には神領壱石式升九合である。大正七年大六天神社を合併、昭和二十一年民意により分離。



令和5年度

第39回 高校生の税に関する標語

優秀作品

公益社団法人 大月法人会 青年部会

大月税務署長賞

学ぼうよ 税の仕組みや 使い道

日大明誠高等学校 2年 小森 有愛

上野原市長賞

学ぼうよ 未来を築く 税のこと

上野原高等学校 1年 奈良 英明

東京地方税理士会
大月支部長賞

スマホから かんたん納税 新時代

日大明誠高等学校 1年 安部 海咲

大月法人会長賞

知ることで 税と関わり 増える知恵

上野原高等学校 3年 長坂 美咲

大月法人会
青年部会長賞

税金で 地域社会を 活性化

日大明誠高等学校 2年 岸 佑介

金賞

税金で 創るみんなの 豊かな未来

日大明誠高等学校 2年 佐藤 弘樹

金賞

税金を 知って正しく 納めよう

上野原高等学校 3年 古家 怜奈

銀賞

納税は 将来照らす 道しるべ

日大明誠高等学校 2年 呉 明可梨

銀賞

僕たちの 税で地域が 快適に

上野原高等学校 2年 福島 奎人

銅賞

税金で 明るい未来 作り出す

日大明誠高等学校 1年 家弓 翼颯

銅賞

考えよう 明るい未来 つくる税

上野原高等学校 2年 田中 佑芽